

中労委の委員から一言

減点主義の労務管理は時代に逆行していませんか

ボーナスカットの査定は密室で行われ基準のないものだ！

添乗は安全のためでなく非違行為摘発のためだ！

中央労働委員会審問開催

丹羽副委員長、ボーナスカット、昇給カットは不当だと主張

2014年7月25日、東京中央労働委員会（以下中労委）で丹羽副委員長による証人審問が行われました。名古屋地本は、平成20年に「ボーナスカットはストライキの報復だ」として愛知県労働委員会（以下愛労委）に申し立てを行いました。愛労委は、私たちの主張を認めず不当にも申し立てを棄却しました。私たちは、この棄却を不服として中労委に提訴し闘いの場を中労委に移し闘ってきました。当初、会社弁護士は、新たな証拠は見あたらないとし、私たちの証人審問申請を拒否してきました。しかし、プロの弁護士を相手に名古屋地本の申立人代理人の粘り強い取り組みによって、ついに証人審問が実現しました。

当日、会場には組合員40名が駆けつけました。加藤誠二さんも参加し、当時の会社が行った不当解雇・主任レポートに対する不当処分・不当ボーナスカットなど様々な不当な攻撃に抗して闘ってきたことを振り返り新たな決意を行いました。今井副委員長から経過と決意が力強く挨拶され、丹羽副委員長より審問するに当たっての決意が述べられ、審問が開催されました。

会社の反対尋問の時間を巡って、審問開始が当初の予定より30分も遅れるという事態に会社の姑息さに参加した組合員もあきれていました。小屋敷主任申立人代理人が「ストライキを嫌悪する会社の姿勢、社員管理、減率適用の判断、減率適用に係わる基準、指摘事項が何の基準により非違行為とされるのか、非違行為の軽重の具体的な基準、苦情処理会議の問題性」などについて主尋問が行われました。

不当解雇・不当処分・不当ボーナスカットに対して加藤さんと共に闘う！

反対尋問は、主任レポート提出拒否をめぐっての会社とのやりとりについて反対尋問が展開され、同じことを何度も繰り返しこんな質問で40分も費やすとはあきれてしまいました。そもそも会社は当初主任レポートは業務指示とは言っていない、闘いの広がりをおそれた会社が業務指示違反を連発したのです。おまけにどうでもいいようなことをあえて会社弁護士が追加で質問し、「アリバイ作りか？」と傍聴者から失笑されていました。

中労委の委員から「減点主義の会社、基準をオープンにしない会社は前時代的ではないか」と質問があり、これまで私たちが訴えてきた会社の閉鎖的な体質があきらかになってきました。

